

第 5 章
委員会の判断

—第5章 委員会の判断—

本委員会は、これまでの調査の結果を踏まえ、施設内汚染物の処理について以下のとおり判断した。

1 廃棄物処理法に違反する違法処理・違法運搬が行われたこと

(1) 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶163本）の処理について、廃棄物処理法に違反し、無許可業者である環境テクノロジーに委託したこと

- ① 施設組合が関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結するにあたり1回も面談することなく、契約締結までの手続きのすべてを環境テクノロジーに委託した。そのうえ、施設組合が環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設との間に、処理委託費用の支払い先を環境テクノロジーとすることを内容とする「覚書」を作成したことは、実際には、特別管理一般廃棄物処理業の許可を有していない環境テクノロジーに施設内汚染物の処理を委託したことになる。
- ② 施設組合（田中管理者・中井副町長・高木事務局長ら）が特別管理一般廃棄物処理業の許可を有していない環境テクノロジーに施設内汚染物の処理を委託したことは、廃棄物処理法6条の2・3項違反、同施行令4条の3違反に該当し、廃棄物処理法25条六号に基づき処罰されるべきである。

(2) 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶163本）を廃棄物処理法に違反し、「産業廃棄物」と称して産業廃棄物最終処分場に違法に処理したこと

- ① 施設組合が関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結し、施設内汚染物（ドラム缶163本）を関西環境建設においてコンク

リート固化させた後、環境保全センターの最終処分場に埋め立て処理させたことは、本来、施設内汚染物が特別管理一般廃棄物であることから、施設組合が特別管理一般廃棄物処分の許可を有していない関西環境建設に最終処理をさせたことになる。

- ② 施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）が本来、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物を「産業廃棄物」と称して、関西環境建設に産業廃棄物最終処分場に埋め立て処理させたことは、廃棄物処理法6条の2・3項違反、同施行令4条の3違反に該当し、廃棄物処理法25条六号に基づき処罰されるべきである。

（3）施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶）のうち35本を、廃棄物処理法に違反して、「実験」と称して日本環境保全に違法に溶融処理させたこと

- ① 施設組合が、真実は「実験」ではなく違法処理をすることを熟知しながら、施設内汚染物（ドラム缶35本）の処理を特別管理一般廃棄物処理業の許可を有していない環境テクノロジーに依頼し、同汚染物を提供し、環境テクノロジーを通じて日本環境保全において溶融処理をさせたことは、施設組合が、特別管理一般廃棄物の違法処理を委託したことになる。
- ② 施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）は、廃棄物処理法6条の2・3項に違反し、同施行令4条の3に違反し、廃棄物処理法25条六号に基づき処罰されるべきである。

（4）施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶198本を、廃棄物処理法に違反して、無許可業者である牧野運送に福岡県大牟田市（三池製錬）から兵庫県神戸市西区（関西環境建設）まで、違法に運搬させた

こと

- ① 施設組合は、牧野運送との間に「車両賃貸契約書」を締結し、福岡県大牟田市（三池製錬）から神戸市西区（関西環境建設）まで、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶198本）を運搬させた。このことは、施設組合が、特別管理一般廃棄物運搬業の許可を有していない牧野運送に運搬をさせたことになる。
- ② 施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）は、廃棄物処理法6条の2・3項及び、同施行令4条の3に違反しており、廃棄物処理法25条六号に基づき処罰されるべきである。

（5）施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶198本）を、廃棄物処理法に違反して、神戸市に「域外処理」の事前通知を行わないで搬入させ、うち163本を処理させたこと

- ① 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物を「産業廃棄物」の処分などと称して福岡県大牟田市（三池製錬）から神戸市西区（関西環境建設）に搬入した。廃棄物処理法6条の2・2項・3項、同施行令4条九号・4条の2は、処分地の市町村への事前通知を規定しているが、施設組合は事前通知を行わず、違法に搬入し、処理をさせた。
- ② 廃棄物処理法は「域外処理の事前通知」を怠ったことに対し、罰則規定をもうけていないが、施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）の行為は、行政に対する信頼を失わせ、神戸市をはじめとする他市町村からの評価を^{おとし}貶めるものである。

（6）施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）を、廃棄物処理法に違反して、「域外処理」の事前通知を茨城県稲敷市に行

わないで搬入させ処理させたこと

- ① 施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）を、「実験の試料」と称して、環境テクノロジーに神戸市西区から兵庫県たつの市（環境テクノロジーの工場）を経由して茨城県稲敷市（日本環境保全）に運搬し、熔融処理をさせた。廃棄物処理法6条の2・2項・3項、同施行令4条九号・4条の2は、処分地の市町村への事前通知を規定しているが、施設組合は事前通知を行わず、違法に搬入し、処理させた。
- ② 廃棄物処理法は「域外処理の事前通知」を怠ったことに対し、特段の罰則規定をもうけていないが、施設組合（田中管理者・山口副管理者・中井副町長・高木事務局長）の行為は、行政に対する信頼を失わせ、稲敷市をはじめ、他市町村からの評価を貶^{おとし}めるものである。

2 関係法令から逸脱し、適正な手続きをしなかったこと

(1) 田中管理者・中井副町長・高木事務局長は背任行為を繰り返したこと

① 刑法の定める背任罪

1) 刑法247条は、背任罪について「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」とし、刑法250条は「未遂はこれを罰する。」としている。

2) また「事務処理者」の範囲については、「独立の権限を持ってその処理をなす者だけでなく、事実上の補助者としてその処理に預かる者も含む」（大審院：大正5年6月3日判決：刑録22・873）とされている。

3) さらに「事務処理者の身分のない者」が加^{かこう}巧した場合についても、刑法65条1項は「犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加^{かこう}巧したとき

は、身分のない者であっても、共犯とする。」としている。

② 三池製錬と「廃棄物資源化処理契約書」を締結した行為は背任未遂罪を構成すること

1) 中井副町長が三池製錬（日本鉱産）に対し、処理費の見積書の金額（9 1 5 円/kg）に環境テクノロジーに支払うコンサルタント手数料（1, 5 8 5 円/kg）の上乗せを指示した後、三池製錬との間に、処理費を2, 5 0 0 円/kg とする「廃棄物資源化処理契約書」を締結したこの行為は、背任罪に該当し、最終的に処理費の支払い（本人である施設組合の損害）は発生しなかったことから、背任未遂罪を構成する。

2) 背任未遂罪を構成する違法行為の行為者は、田中管理者、中井副町長のほか、高木事務局長であり、少なくともこの三者は、三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」に定める2, 5 0 0 円/kg という処理費のなかには、環境テクノロジーのコンサルタント手数料（1, 5 8 5 円/kg）が含まれている事実を「覚書」によって熟知していた。

ところが三者は、本来、施設組合と環境テクノロジーとの間においてコンサルタント手数料を1, 5 8 5 円/kg とするコンサルタント契約書を作成し、組合議会に対して契約締結の承認を得るという事務処理を行うべき任務があるにもかかわらず、これに違背し、三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」に定める2, 5 0 0 円/kg という処理費のなかに、環境テクノロジーのコンサルタント手数料（1, 5 8 5 円/kg）が含まれている事実を^{ひとく}秘匿した。

③ 上記②と同様の背景により関西環境建設と「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結したうえ、環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設と「覚書」を作成し、環境テクノロジーに処理費として9, 6 5 0 万円を支払った行為は背任罪を構成すること

- 1) 施設組合（田中管理者、中井副町長、高木事務局長）は、施設内汚染物（ドラム缶198本）の処理を環境テクノロジーに委任していたことから、関西環境建設との間に処理費（3,000円/kg）とする「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結するにあたり、関西環境建設と直接面談交渉せず、関西環境建設が請け負った処理費の金額などを確認していないことは、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにする」べき任務に背くとともに、環境テクノロジーに対しコンサルタント手数料を支払うにあたっては、施設組合が環境テクノロジーとの間においてコンサルタント手数料を9,150万円とするコンサルタント契約書を作成し、組合議会に対して契約締結の承認を得るという事務処理を行うべき任務に違背する。関西環境建設と「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結したうえ、環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設と「覚書」を作成し、環境テクノロジーに処理費として9,650万円を支払って、施設組合に損害を与えた行為は、背任罪を構成する。
- 2) 背任罪を構成する違法行為の行為者は、田中管理者、中井副町長のほか、高木事務局長であり、少なくともこの三者は、関西環境建設との「産業廃棄物処分委託基本契約書」の締結にあたり、その総額を9,650万円になるように「見積書」の提出を環境テクノロジーに指示するなど、関西環境建設との「同基本契約書」に定める3,000円/kgという処理費のなかには、環境テクノロジーに支払うべき多額のコンサルタント手数料が含まれている事実を熟知し認容しながら、その事実が明らかにならないようにして、施設組合と関西環境建設との間の「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結し、さらに環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設と「覚書」を作成して、環境テクノロジーに処理費9,650万円を支払って、環境テクノロジーが9,150万円に相当するコンサルタン

ト手数料を秘密裏に収受できるようにした。

(2) 田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長は、地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則に違反する不適切な手続きを繰り返したこと

- ① 三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」の締結における不適切な手続き
- 1) 三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」における実際の処理費は915円/kg(総額:37t:3,385万5千円:消費税は別途)であったにも拘わらず、9,250万円(消費税は別途)の契約を締結したことは、地方財政法4条、地方自治法2条14項に違反する不適切な手続である。
 - 2) また三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」の締結にかかる環境テクノロジーのコンサルタント手数料を1,585円/kg(総額:5,864万5千円:消費税は別途)とすることを合意しながら、環境テクノロジーとの間に、「コンサルタント業務委託契約書」を作成せず、「支払に関する覚え書」や「覚書」に基づいて、環境テクノロジーにコンサルタント料を支払おうとしたことは、地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則に違反する不適切な手続である。
 - 3) さらに三池製錬との間の「廃棄物資源化処理契約書」の締結や、環境テクノロジーとの間に、三池製錬との間の「廃棄物資源化処理契約書」の締結にかかるコンサルタント業務委託契約に関して、組合議会に具体的に報告せず、かつ組合議会の承認を求めなかったことは、地方自治法96条1項五号、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条に準じて、不適切な手続きであった。
- ② 三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」の履行が不可能になった後における不適切な手続き
- 1) 施設組合は、平成27年12月2日以降、三池製錬との「廃棄物資源化

処理契約書」の履行が不可能になったにもかかわらず、三池製錬との同契約を速やかに解除せず、かつ三池製錬に対し、債務不履行に基づく、施設内汚染物の運搬費の実費に相当する損害賠償請求をしなかったのは、地方財政法4条、地方自治法2条14項に違反する不適切な手続である。

2) さらに施設組合は、平成27年12月2日以降、三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」の履行が不可能になった事実を、組合議会に報告せず、かつ組合議会の承認を求めなかったことは、地方自治法96条1項五号、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条に準じて、不適切な手続であった。

③ 牧野運送との間に「車両賃貸契約」の締結における不適切な手続

1) 牧野運送との間に「車両賃貸契約」は、運搬契約を偽装した契約である。

2) 施設組合が、第三者に、特別管理一般廃棄物の運搬を委託する場合には、積み込む場所の福岡県(大牟田市)の特別管理一般廃棄物運搬業の許可と、積み下ろし場所である兵庫県(神戸市)の特別管理一般廃棄物運搬業の許可を有する業者に委託しなければならず、かつその業者が特別管理一般廃棄物運搬を廃棄物処理法の定める適正管理ができなければならない。

3) ところが牧野運送は、特別管理一般廃棄物運搬業の許可を有していないばかりか、一般廃棄物運搬業の許可すら有していない。

4) 施設組合が、特別管理一般廃棄物運搬業の許可を有していない牧野運送と「車両賃貸契約」を締結し、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物を運搬させたことは、廃棄物処理法に違反する。

④ 関西環境建設との「産業廃棄物処分委託基本契約書」の締結における不適切な手続

1) 施設内汚染物は特別管理一般廃棄物であり、産業廃棄物ではない。

2) 特別管理一般廃棄物を「産業廃棄物」と偽^{いつわ}って、産業廃棄物処理業者に産業廃棄物最終処分場に埋め立て処分させることは、廃棄物処理法に

違反する。

- 3) そうすると施設組合が施設内汚染物について関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結した事実自体が不適正な契約の締結となる。
- 4) さらに施設組合は、関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結したにもかかわらず、契約の締結までの間に1回も面談していないことは、それ自体、不適正な契約をしたことになる。
- 5) また施設組合が関西環境建設との間に「産業廃棄物処分委託基本契約書」の締結までの間に1回も面談していないことは、実質的に、環境テクノロジーに、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物の処理を委託したことになり、特別管理一般廃棄物処理業の許可のない環境テクノロジーとの間に、特別管理一般廃棄物の処理を委託したこと自体が不適切な手続きになる。
- 6) また、関西環境建設との「産業廃棄物処分委託基本契約書」の締結にあたり、その総額を9,650万円になるように「見積書」の提出を環境テクノロジーに指示し、関西環境建設との「産業廃棄物処分委託基本契約書」に定める3,000円/kgという処理費のなかには、環境テクノロジーに支払うべき多額のコンサルタント手数料を含ませたことは、地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則に違反する不適切な手続である。
- 7) 最後に、環境テクノロジー・新生興業・関西環境建設との「覚書」に基づき、環境テクノロジーに処理費9,650万円を支払うに際し、関西環境建設での「処理」が終了していないにも拘わらず、環境テクノロジーに支払ったことは、施設組合財務規則19条1項に違反する不適切な手続である。

3 田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長の責任

- (1) 田中管理者、山口副管理者、高木事務局長とこれらを補助した中井副町長

の責務

- ① 上記第3章・1に記載したとおり、田中管理者、山口副管理者、高木事務局長とこれらを補助した中井副町長は、地方自治法や地方財政法等の法令に従って誠実に事務処理を行う義務がある。
- ② また排出者（事業者）である施設組合は、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物の処理に当たっては、廃棄物処理法等の法令に従って適正な処理と環境の保全に努めなければならない。
- ③ これら地方自治法等法令や財務会計の基本的事項を遵守し、廃棄物処理法令を遵守することは困難なことではなく、特別の専門知識を要することもなく、僅かな注意を払うことで容易にその違法性も判断できる。
その結果、誠実に事務手続きを履行することで、法令からの逸脱を防止し、違法行為を犯すことも防止できる。
- ④ ところが田中管理者、中井副町長、高木事務局長らが組合議会の審議に諮ることなく施設内汚染物の処理を、何ら許可を有していない環境テクノロジーに委託して、秘密裏に環境テクノロジーが描いた筋書きのとおり安易に進めたことが、廃棄物処理法に違反する行為を繰り返す結果となった。
その程度の誤りに止まらず、田中管理者、中井副町長、高木事務局長は、法外な報酬の下に無許可業者に施設内汚染物の処理を委任している事実が組合議会や住民らに発覚しないように様々な不適切な手続きを繰り返したほか、廃棄物処理法に違反する違法処理が発覚しないようにするべく数々の脱法行為や偽装工作を繰り返した。
施設組合管理者、同事務局長やこれを補助した副町長の行動は、常軌を逸した行為というしかない。
- ⑤ さらに本来、管理者を補佐し、管理者の事務処理に参画し助言しなければならない山口副管理者が適切に副管理者としての務めを果たさず、漫然と管理者らの行為を追認したことが、田中管理者、中井副町長、高木事務局長の不適切な事務手続きや廃棄物処理法に違反する違法処理を拡大させた

というべきであり、山口副管理者の責任も重大である。

(2) 背任行為を繰り返した責任

田中管理者、中井副町長、高木事務局長は、上記第5章・2・(1)記載の背任行為につき、処罰されるべきである。

(3) 廃棄物処理法違反行為を繰り返した責任

田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長は、上記第1・(1)～(4)記載の廃棄物処理法違反の行為につき、処罰されるべきである。

(4) 地方財政法4条、地方自治法2条14項、施設組合財務規則などに違反する不適切な手続を繰り返した責任

田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長は、上記第2・(2)記載の不適切な手続を繰り返したことに起因して施設組合に生じた損害について賠償すべきである。

4 本委員会の調査に対する田中管理者、中井副町長、高木事務局長の責任

(1) 100条委員会の証言における虚偽証言・偽証

- ① 地方自治法100条2項は、100条委員会における証人尋問に民事訴訟法の定める証人尋問に関する規定を準用するとし、同100条7項は「・宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁固に処する。」と定めている。
- ② また刑法169条は「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3箇月以上10年以下の懲役に処する。」と定めている。
- ③ 偽証罪における「虚偽の陳述」について、大審院は「証言内容たる事実が真実に一致し、又は少なくとも不実であると認められないとしても、証人が殊更に記憶に反する陳述をなしたときは偽証罪が成立する。」(大正3年

4月29日：刑録20・654）という判断を示している。

(2) 本委員会の証人尋問において田中管理者、中井副町長、高木事務局長が頑^{かたく}なに否認した事実

- ① 本委員会は田中管理者について延べ3回、中井副町長と高木事務局長について延べ4回に及ぶ証人訊問を行った。

本委員会がこのように多数回の証人尋問を行わなければならなかったのは、中井副町長と高木事務局長が、施設組合と環境テクノロジーとの間において、施設内汚染物の処理における具体的な方法、処理費の内訳、コンサルタント手数料の金額などについて、調整の窓口として活動したにも拘わらず、その経過や内容を正直に証言しなかったからである。

- ② 田中管理者、中井副町長、高木事務局長は、施設組合が環境テクノロジーに施設内汚染物の処理を1億円で委託した事実を頑^{かたく}なに否認する証言を繰り返した。

施設組合が環境テクノロジーに施設内汚染物の処理を1億円で委託していた事実を認めることは、それ自体が、廃棄物処理法（受託基準）違反の事実を認めることとなり、かつ、何らの契約文書もないままにコンサルタント業務を依頼し、コンサルタント手数料について「1億円と実際の処理費との差額の全てを支払うことに合意した」という背任の事実や不適切な手続きを行った事実を認めることになることから、誠実に証言しなかった田中管理者、中井副町長、高木事務局長の姿勢は、厳しく批難されるべきである。

(3) 三池製錬から、平成27年7月23日に施設内汚染物の処理費の見積書（915円/kg）の提示を受けた事実について、虚偽と考えられる陳述

本委員会は、中井副町長、高木事務局長の証言のうち、三池製錬から平成27年7月23日に施設内汚染物の処理費の見積書（915円/kg）の提示を受けた事実を認めなかった次の証言は、「虚偽の陳述」に該当すると考えら

れる。

なお、27年7月23日、三池製錬（日本鉱産）が、中井副町長と高木事務局長に施設内汚染物の処理費の見積書（915円/kg）をメールに添付し、かつ施設組合あてに郵送している事実から明らかであり、その金額を中井副町長、高木事務局長が忘れるはずはない。

① 中井副町長の虚偽と考えられる陳述

- 1) 6回：27頁「今、915円というふうに、そのことは記憶の中にはありません。・・僕のところに届いておれば見ているということは言えると思いますけれども、それもちょっと、全然覚えてないですね。」
- 2) 6回：29頁「・・どんな金額が出たんだろうと・・考えているんですけども・・何千円かというふうなものがあったり・・915円というのが何を指しているのか、何が含まれているのかということも、全然記憶にありません。」
- 3) 7回：21頁「・・やっぱり大きな意識はありません。自分自身は、今もってありません。」
- 4) 10回：55頁「・・ただ、桁でいうと、1000円台から100円台までと。1桁違うというところまでであったのではないか、というふうに思います。」
- 5) 15回：48頁「・・915円ということに、特段の大きな記憶がありません。」

② 高木事務局長の虚偽と考えられる陳述

- 1) 5回：85頁「・・その数字（915円）というの覚えておりません。」
- 2) 5回：86頁「・・私の中では、こういった数字（915円）を具体的に覚えていません。」
- 3) 5回：87頁「・・この915円という見積もりを、私、見たかどうかというの、定かではございませんでして・・」

4) 8回：6頁 「・・・私としては記憶にございませんでして、こういう見積もりというのは、その当時あったのかどうかというところまで覚えておりません。」

5) 15回：16頁「このメール（日本鉱産の平成27年7月23日のメール）の内容ですが、これについては、記憶として残っておりません。」

6) 15回：16頁「・・・こういったものについては、覚えていないということでお答えさせていただいたつもりです。」

(4) 同7月24日に中井副町長が三池製錬（日本鉱産）に対し、環境テクノロジーのコンサルタント手数料（1,585円/kg）を上乗せした見積書（2,500円/kg）の作成を指示した事実について、虚偽と考えられる陳述

本委員会は、中井副町長の証言のうち、三池製錬から平成27年7月23日に施設内汚染物の処理費の見積書（915円/kg）の提示を受けた後に、中井副町長が同7月24日に、三池製錬（日本鉱産）に対し、三池製錬の実際の処理費（915円/kg）に、環境テクノロジーのコンサルタント手数料（1,585円/kg）を上乗せした見積書（2,500円/kg）の作成を指示した事実を認めなかったつぎの証言は、「虚偽の陳述」に該当すると考えられる。

なお、三池製錬は本委員会に対し、中井副町長から上乗せの指示をうけた事実を具体的に報告しているからである。かつ、中井副町長から指示を受けたという事実は、三池製錬の「廃棄物資源化処理契約」における処理費（2,500円/kg）のなかに環境テクノロジーのコンサルタント手数料（1,585円/kg）が上乗せされたことを明らかにするために別途「覚書」を作成した事実によっても裏付けられているからである。

① 中井副町長の虚偽と考えられる陳述

1) 6回：27頁「・・・今回、我々の処理費に関しても、どう当てはめるかというのは、それは我々知らないことだと思しますので・・・そこはお任せをして、三池がきちんとしたもの

を出してください。・・きちんとまとめてお願いします。」

2) 6回：28頁「・・(数字が)幾つかあったから、一つにまとめてくれという、そういうお願いを僕はしました。」

3) 10回：48頁「(環境テクノロジーは)三池のパートナーだという思いがありましたので、(コンサルタントであると)言っても不思議ではないという感じは持っていました。」

4) 15回：51頁「・・日本鉱産の石井所長にも、最終的に調整をお願いします・・という」

5) 15回：52～53頁「・・(環境テクノロジーの)井上社長のほうから、もちろん金額的な提示があったと思うんです。・・こういう金額でどうかという話が、これは(井上)社長のほうから出てきているわけでした・・だから、井上さんがこう言っているということの伝え方で、事務的な処理をお願い・・契約に至ることを進めてくださいというお願いをしている・・」

(5) 施設組合と三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」の処理費(2,500円/kg)のうち環境テクノロジーのコンサルタント手数料(1,585円/kg)が含まれていることを認識している事実について、虚偽と考えられる陳述

本委員会は、田中管理者、中井副町長、高木事務局長の証言のうち、施設組合と三池製錬との「廃棄物資源化処理契約書」の処理費(2,500円/kg)のうち環境テクノロジーのコンサルタント手数料(1,585円/kg)が含まれている事実を認めなかった次の証言は、「虚偽の陳述」に該当すると考えられる。

なお、高木事務局長は、上記第2章・7・(2)・⑤に記載したとおり、第15回の証言において「・・・恐らく1,585円、第2条、手数料というところに書いてある・・・この覚書は、管理者にもご了解いただいて、業者間の調整でこうなりましたということでご提示いただいたものを、組合として確認するということでお返しした・・・そのままうち(施設組合)としてはお返しした」(高木：15回：19頁)と認める証言をし、さらに「覚書は二つございます・・・管理者には当然、これはご了承いただいた上で・・・一旦お渡ししました・・・一旦、お渡ししながら、これちょっと何とかしてほしいというご相談はさせていただいておって・・・未手続のまま、覚書の多分、一旦お渡ししている状態のまま、今まで来ていたのではないか」と証言し(高木：15回：34頁)、高木事務局長をはじめ、田中管理者も、環境テクノロジーのコンサルタント手数料が1,585円/kgであることを認識していたうえで、この「覚書」の破棄や返還を「何とかしてほしい」と三池製錬に要請していた事実をも認める証言をしたからである。

① 田中管理者の虚偽と考えられる陳述

- 1) 5回：55頁「・・・ただ、複数の値段が出ているという話しは聞きましたので、最終調整した値段は出していただかないと・・・契約は出来ませんと。」
- 2) 5回：55頁「コンサルタント料かどうかはわかりませんが、私も、処理費を支払って、その中で事業者間で調整された」
- 3) 5回：56頁「(覚書の)その条文というのは、そこは記憶にないです。ただ、最後の金額を示していただいて、それで契約をした」
- 4) 15回：69頁「契約に当たって、覚書が要るということで、この話を進めてたということは覚えています。ただ、事務的にちょっと修正するところがあるということで、一旦返し

たという記憶はある」

5) 15回：70頁「・・・当初、覚書を結んだというふうな記憶はあるんですけど・・・契約を結んだ後で、事務的にどうかなというところで、一旦返した」

6) 15回：71頁「・・・私ども結んでおりますのは処理費の契約書ということで・・・その内訳については業者間のほうでやっておられると思います。」

② 中井副町長の虚偽と考えられる陳述

1) 6回：28頁「・・・幾つかあったから、一つにまとめてくれという、そういうお願いを僕はしました。」

2) 6回：30頁「・・・いわゆる単価契約ですので、個別に、費用ごとに契約したわけではありませんので、そういうものも含まれていると言う認識はされているとは思いますが。」

3) 6回：41頁「個別具体的に、環境テクノロジーの費用がどれくらい入っているかというのは、そこはわかりません。」

4) 15回：52～53頁「・・・（環境テクノロジーの）井上社長のほうから、もちろん金額的な提示があったと思うんです。・・・こういう金額でどうかという話が、これは（井上）社長のほうから出てきているわけですし・・・だから、井上さんがこう言っているということの伝え方で、事務的な処理をお願い・・・契約に至ることを進めてくださいというお願いをしている・・・」

③ 高木事務局長の虚偽と考えられる陳述

1) 5回：89頁「・・・組合といたしましては、処理費の中に、処理に関する経費、何らかのそういったものが含まれているのではないかということでは、私としては思っておりますけれど、組合といたしましては、あくまで支払うのは処理

費として支払うこと」

- 2) 5回：91頁「・・・この覚書については、私、存じませんでした」
- 3) 15回：19頁「・・・中身について、特にコンサルタント手数料という
・・・部分がございます・・・業者のほうからの様式、フ
ォーマットとしてお示しされ、そのままうち（施設組
合）としてはお返しした」

**（6）日本環境保全での施設内汚染物35本の処理が「実験」には該当しない
ことを認識していた事実について、虚偽と考えられる陳述**

本委員会は、田中管理者、中井副町長、高木事務局長の証言のうち、施設組合が環境テクノロジーに施設内汚染物のうち高濃度汚染物の35本を提供した時期は、平成28年2月13日以降であるが、その時点において施設組合は、上記第2章・14・（2）・1）～3）記載の理由から、日本環境保全における溶融処理は「実験」の名前での違法処理であることを認識していたにも拘わらず、その事実を認めなかった次の証言は、「虚偽の陳述」に該当すると考えられる。

① 田中管理者の虚偽と考えられる陳述

- 1) 9回：30頁「・・・環境テクノロジーですけれども、それが高濃度のものを実験試料としてしたいということで、それに従って35本と163本に分けた」

② 中井副町長の虚偽と考えられる陳述

- 1) 7回：40頁「・・・三池が198本を持って行ってだめだ。・・・なおのことリクエストどおりに提供しよう」
- 2) 7回：40頁「・・・我々のほうが、みずからそういう分け方をしたんだというふうに、今も思っています。」
- 3) 10回：58頁「・・・高濃度のものをくれというリクエストが、以前からあったので、それを渡す。それを渡すのに、高濃度

のものをセレクトしたら35本ですと、私はそういうふうに聞いています。」

③ 高木事務局長の虚偽と考えられる陳述

1) 10回：19頁「・・・35本については実験試料として出ていったところまでは、確認はさせていただいております。」

2) 10回：19頁「・・・35本については、残っていますので、そのまま実験業者が引き取っていかれた」

3) 10回：20頁「・・・我々のほうといたしましては・・・当時、向こうの実験炉というのが・・・それなりの大きな焼却炉を据えつけられ・・・高濃度のものでも、一定量进行处理しても問題はないということを確認するということで聞いておりました・・・5トンがあればということでお聞きしてましたので、全て試料として提供した・・・当時は、実験ということで、我々はお願ひしておった」

4) 10回：21頁「・・・無償でという申し出に対して、我々が試料だけを提供するというので参っておりました」

5) 10回：23頁「当時の計画書では・・・日本環境保全が・・・実験主体ということは、確認はとれています。環境テクノロジーのほうが、そこに、その炉を売り込むということで・・・お願ひされた」

5 環境テクノロジーの違法行為と責任

(1) 廃棄物処理法に繰り返し違反した行為

環境テクノロジーが行った廃棄物処理法に違反する行為としては、少なくともつぎの違法行為があり、厳重に処罰させるべきである。

- ① 施設組合との間に「施設内汚染物の処理を1億円で委託するという請負契約となる合意」を締結したこと。

- ② 施設組合から施設内汚染物（ドラム缶163本）の処理の委託をうけ、これを新生興業に再委託し、関西環境建設に再々委託したこと。
- ③ 施設組合と共謀して、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶163本）を「産業廃棄物」と称して、産業廃棄物最終処分場に違法に処理したこと。
- ④ 施設組合・日本環境保全と共謀して、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶35本）を「実験」と称して、日本環境保全において違法に熔融処理したこと。
- ⑤ 施設組合と共謀して、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶）198本を、無許可業者である牧野運送に、福岡県大牟田市（三池製錬）から兵庫県神戸市西区（関西環境建設）まで違法に運搬させたこと。

（2）有印私文書偽造・同行使、詐欺

環境テクノロジー（井上保決）が関西環境建設の印影を偽造し、3,000円/kgの見積書を偽造したうえ、これを施設組合に提示し、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物（ドラム缶163本）の処理費用が9,650万円であると欺罔し、同処理費用として9,650万円を支払わせて騙取したことは、有印私文書偽造・同行使、詐欺に該当する犯罪行為であり、厳重に処罰されるべきである。

（3）損害賠償

環境テクノロジー（井上保決）は、廃棄物処理法に繰り返し違反した行為と私文書偽造・同行使・詐欺行為によって施設組合に生じた損害のうち、少なくとも金9,650万円を賠償すべきである。

6 日本環境保全の違法行為と責任

廃棄物処理法に違反した行為

日本環境保全が、廃棄物処理法に違反し、特別管理一般廃棄物である施設内汚

染物（ドラム缶35本）を「実験」などと称して違法に熔融処理したことは、嚴重に処罰されるべきである。

7 三池製錬の債務不履行責任

三池製錬は、施設組合に対し、地元の反対等の事由があったため「廃棄物資源化処理契約書」に基づく特別管理一般廃棄物である施設内汚染物の処理が出来なかった事から、施設組合は、三池製錬に対して汚染物の搬入にかかった費用（金136万800円）の負担をさせるべきと判断する。

第 6 章

再発防止策

—第6章 再発防止策—

公的機関である施設組合は、当然の責務として、法令などに基づいて適正に業務を遂行しなければならない。

施設組合（田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長）が、特別管理一般廃棄物である施設内汚染物の処理に関する廃棄物処理法違反、有印私文書偽造・同行使、詐欺など、関係法令から逸脱し不適切な手続きを繰り返した主な原因は、真相を隠蔽し不適正な行為をも是とする特異な体質と、施策を私物化しようとした常軌を逸した行為があった。さらに、ドラム缶に封入された特別管理一般廃棄物である施設内汚染物の処理に関するすべてにおいて、コンプライアンス（法令順守）に欠けているために起きた事件であることを指摘しなければならない。

一般の社会活動において、何らかの業務を依頼するにあたっては、少なくとも相手方の業務実績や経営状況等を調査し、信頼に耐える者か否かを的確に判断し、業務の遂行の都度、再確認を繰り返すのが普通である。

その意味で、田中管理者、山口副管理者、中井副町長は、施設組合の管理者や副管理者、副町長として求められるべき的確な判断を行う能力や資質に大きな欠落があったと指摘せざるを得ない。

さらに、高木事務局長が田中管理者、山口副管理者、中井副町長に漫然と追隨するのみならず、脱法行為や偽装工作を積極的に担ったことは、厳しく批判されなければならない。

従って本委員会は、今回の事件を踏まえ、次の再発防止策を提言する。

1 今後組合は、廃棄物の処理等の経過、予算や契約の締結について組合議会に報告する事と、その承認を受けること

田中管理者、山口副管理者、中井副町長、高木事務局長は、施設内汚染物の外部処理の経過や契約の締結などについて、ほとんど組合議会に報告せず、秘密裏に物事を進め、不適切な手続きや廃棄物処理法に違反する行為の発覚を遅ら

せた。

今回の事件を契機として、施設組合管理者に対し、残された課題である廃棄物の処理をはじめとする全ての事業における計画、経過、予算及び契約の締結について、組合議会への報告や承認を怠ることのないよう求める。

2 法令遵守のための研修の強化

職員が職務執行に必要な知識を持ち、法令を遵守することは公務員として当然のことである。

しかし本件においては、施設組合管理者らは、施設内汚染物の処理を急ぐあまり、廃棄物処理法が求める適正処理の責務を^{ないがし}蔑ろにして、拙劣^{せつれつ}な処理を試みたが、施設組合管理者らの行為のなかには、真相を^{いんべい}隠蔽し不適正な行為をも^ぜ是とし、行政を私物化しようとする特異な体質を垣間見ることができる。

今回の事件を契機として、施設組合管理者をはじめ職員に対する法令遵守のための研修を強化することを求める。

3 倫理規範意識の向上と職場風土の確立

本件においては、不適切な事務執行並びにそれを正当化する偽装及び^{いんべい}隠蔽が繰り返し行われた。

広域行政の機関である組合組織のため、施設組合の職員間の意思疎通が欠落していたのではないかと推測される。

今回の事件を契機として、職員に対し、倫理意識を高める研修と、不適切な事務執行を見逃さない職場風土の確立を強く求める。

また施設組合管理者は、この再発防止策に掲げる改善を速やかに具体化し、組織内において遵法精神と倫理規範意識を高めるとともに、住民の信頼回復に努めるよう強く求める。

資 料

1 調査特別委員会の設置

平成28年(2016)5月臨時会において、長年の懸案事項であったダイオキシン類汚染物の無害化処理について、当初、三池製錬株式会社で処理が行われているものと思っていたところ、施設組合は「三池製錬ではなく、他の処理業者で産廃処理が行われた」と報告した。

その後、同年7月7日に神戸市が、施設組合の汚染物25トンが無断で神戸市西区の産業廃棄物最終処分場に違法に搬入されたことを発表した事から、ダイオキシン類汚染物の一連の処理経過の真相究明をするために、7月8日開催の組合議会臨時会において地方自治法第100条の権限を付与された本委員会を全員賛成で設置した。

調査特別委員会設置議案（平成28年（2016）7月8日）

議会議案第2号

高濃度汚染物処理の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり調査をするものとする。

平成28年7月8日提出

提出者	豊能郡環境施設組合議会議員	高尾靖子
賛成者	同	中西颯治
	同	野村剛志
	同	大西則宏
	同	永谷幸弘
	同	井川佳子
	同	山本光晴
	同	川上勲

(1) 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

① 平成27年度に行われたダイオキシン対策による高濃度汚染物198本の処理に関する事項

(2) 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第1条の規定により委員6人からなる高濃度汚染物処理調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

(3) 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を上記特別委員会に委任する。

(4) 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

(5) 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、1,000千円以内とする。

2 委員定数及び構成

上記議決に基づき組合議会議長より高濃度汚染物処理調査特別委員会委員を指名された。

1. 委員定数 6名

2. 委員構成

期間：平成28年7月8日～平成29年4月

区分	氏名
委員長	川上 勲
副委員長	山本光晴
委員	井川佳子
委員	大西則宏
委員	永谷幸弘
委員	中西顕治

期間：平成29年5月～平成29年9月

区分	氏名
委員長	川上 勲
副委員長	中西 顕治
委員	井川 佳子
委員	大西 則宏
委員	永谷 幸弘
委員	西河 巧

期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 2 月

区分	氏名
委員長	川上 勲
副委員長	中西 顕治
委員	秋元美智子
委員	大西 則宏
委員	永谷 幸弘
委員	西河 巧

3 調査経費

(1) 調査に要した経費

経費内容	平成 28 年度(2016 年度)	平成 29 年度(2017 年度)
弁護士委託料	594,000 円	※999,000 円
報償費(講師代)	64,800 円	—
費用弁償(証人)	42,420 円	※56,980 円
委員会記録等作成経費	234,900 円	※477,900 円
その他	98,136 円	※74,760 円
合計	1,034,256 円	※1,608,640 円

平成 28 年度の調査に要した経費は補正予算を計上せず、議会費の当初予算枠の中で予算確保に努めた。また、平成 29 年度は、※概算額とする。

4 参考人招致、証人尋問等

(1) 参考人招致の概要

①事務局の招致：平成28年10月5日（水） 第5回準備会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	高木 仁 事務局長 森島 純治 総務課長	午後1時 午後3時	環境施設組合から提出された資料を基に、高濃度汚染物処理に係る一連の流れについて

高濃度汚染物処理に係る関係者に対し記録の提出要求を行い、豊能郡環境施設組合から提出された資料について、参考人招致という手続きではなく、事務局として説明を求めた。

(2) 証人尋問の概要

①証人尋問：平成29年2月15日（水） 第5回委員会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	山口 禎 前副管理者	午前9時30分 午前11時50分	・三池製錬(株)と契約締結した経過に関して 他
2	田中龍一 前管理者	午後1時 午後3時10分	・三池製錬(株)での処理を断念した経過に関して他
3	高木 仁 事務局長	午後3時30分 午後5時30分	・高濃度汚染物を一廃から産廃に変更した経過他

②証人尋問：平成29年2月22日（水） 第6回委員会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	中井勝次 前豊能町副町長	午後1時 午後3時	・副町長に就任後、高濃度汚染物の処理に関わった経過について 他
2	(株)環境テクノロジー 代表取締役 井上保決		出頭拒否

③証人尋問：平成29年3月1日（水） 第7回委員会〈前回の続き〉

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	中井勝次 前豊能町副町長	午後1時 午後4時05分	・高濃度汚染物の処理に関わった経過について他
2	(株)環境テクノロジー 代表取締役 井上保決		出頭拒否

④証人尋問：平成29年3月9日（金） 第8回委員会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	高木 仁 事務局長	午後6時 午後8時38分	・三池製錬(株)で処理ができなくなった理由 他
2	(株)環境テクノロジー 代表取締役 井上保決		出頭拒否に係る告発について

⑤証人尋問：平成29年3月14日（火） 第9回委員会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	山口 禎 前副管理者	午後1時 午後2時30分	・高濃度汚染物の処理の一連の経過について 他
2	田中龍一 前管理者	午後2時45分 午後5時	・高濃度汚染物の処理の一連の経過について 他

⑥証人尋問：平成29年3月29日（水） 第10回委員会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	高木 仁 事務局長	午後3時 午後5時43分	・(株)環境テクノロジーとの関わりについて 他
2	中井勝次 前豊能町副町長	午後6時 午後8時	・三池製錬(株)との関わりについて 他

⑦証人尋問：平成29年7月6日（木） 第12回委員会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	(株)環境テクノロジー	午前10時	・高濃度汚染物の処理の一連

	代表取締役 井上保決	午後2時55分	の経過について 他
--	------------	---------	-----------

⑧証人尋問：平成29年7月19日（水） 第13回委員会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	三池製錬㈱ 元管理部長 大石 保	午後1時 午後3時55分	・高濃度汚染物の処理の一連 の経過について 他

⑨証人尋問：平成29年8月9日（水） 第15回委員会

	氏名等	開始時間 終了時間	質問内容等
1	高木 仁 事務局長	午後1時 午後3時03分	・三池製錬㈱と契約締結した 経過に関して 他
2	中井勝次 前豊能町副町長	午後3時15分 午後5時20分	・三池製錬㈱と契約締結した 経過に関して 他
3	田中龍一 前管理者	午後5時25分 午後6時37分	・高濃度汚染物を一廃から産 廃に変更した経過他

5 質問調査の概要

高濃度汚染物処理調査を行っていく上で、一連の経過を把握するため、関係者に記録の提出依頼をかけ、特に主たる関係者に証人尋問を行うとともに、記録の内容を吟味し疑義が生じる部分に対し、再度関係者に質問調査を行った。

関係請求資料一覧

	請求先	請求日	請求記録	提出日
1	環境テクノロジー株式会社	平成28年8月19日	回答（※記録は不存在）	平成28年8月29日
2	三池製錬株式会社	平成28年8月19日	高濃度汚染物処理に関する調査にかかる記録のご提出について	平成28年9月5日
3	〃	〃	平成27年8月6日付廃棄物資源化処理契約書	〃
4	〃	〃	平成27年7月22日付見積書	〃

5	三池製錬株式会社	平成28年8月19日	平成27年7月31日付見積書	平成28年9月5日
6	〃	〃	平成27年8月6日付支払いに関する覚書	〃
7	〃	〃	平成27年8月6日付覚書	〃
8	〃	〃	平成27年8月9日付一般廃棄物管理票C1票3車分 (排出事業者:豊能郡環境施設組合)	〃
9	〃	〃	平成28年2月15日付出荷案内書 (豊能郡環境施設組合分)	〃
10	〃	〃	平成28年2月15日付受領証 (豊能郡環境施設組合分)	〃
11	〃	〃	平成28年2月15日付出荷案内書 (収集運搬会社3社分)	〃
12	〃	〃	平成28年2月15日付受領証 (収集運搬会社3社分)	〃
13	〃	〃	平成28年2月15日付計量伝票 (収集運搬会社3社分)	〃
14	株式会社森商事	平成28年8月19日	協議記録	平成28年8月30日
15	〃	〃	焼却灰収集運搬業務委託契約書(写)	〃
16	牧野運送株式会社	平成28年8月19日	回答書(※記録は不存在)	平成28年8月25日
17	豊能郡 環境施設組合	平成28年8月1日	記録提出要求書に関する回答について	平成28年8月9日
18	〃	〃	ダイオキシン類高濃度汚染物198本の処理について、三池製錬株式会社を選択したことに関する起案書、打合せの会議録、契約書及び支払関係調書一式	〃

19	豊能郡 環境施設組合	平成28年8月1日	ダイオキシン類高濃度汚染物198本のうち163本を処理したことに対する処理業者及び処理方式を変更したことについての起案書、打合せの会議録、契約書及び支出関係調書一式	平成28年8月9日
20	〃	〃	ダイオキシン類高濃度汚染物163本の処理に関して、特別管理一般廃棄物から特別管理産業廃棄物に変更したことについての起案書、打合せの会議録、契約書及び支出関係調書一式	〃
21	〃	〃	ダイオキシン類高濃度汚染物198本のうち35本の処理についての起案書、打合せの会議録、契約書及び支出関係調書一式	〃
22	〃	〃	神戸市提供資料	〃
23	〃	平成28年8月29日	記録提出請求書について(回答)	平成28年8月29日
24	〃	〃	豊能郡美化センター焼却施設内汚染物(198本ドラム缶)の資源化処理業務の実施及び契約締結について(伺い) 【①三池製錬になった起案書】	〃
25	〃	〃	焼却施設内汚染物の処理に関する契約について(伺い) 【②処理業者及び処理方式変更(コンクリート固化)の起案書】	〃
26	〃	〃	受発件簿(平成27年度分) 【④受発件簿(平成27年度分)】	〃
27	〃	〃	支出命令書(平成28年2月17日起票) 【⑤支出命令書の添付書類(環境テクノロジーに対する支払分)】	〃

28	三池製錬株式会社	—	高濃度汚染物処理に関する調査のために提出した記録の補足説明について	平成28年11月28日
29	神戸市長	平成28年12月2日	ダイオキシン類を含む汚染物の搬入に係る記録の提出について	平成28年12月7日
30	中西議員提供	—	稲敷市情報公開請求回答文書	—
31	〃	—	豊能郡美化センター焼却施設内汚染物(ダイオキシン類汚染物)の無害化処理事業に係る廃掃法上の疑義について	—
32	〃	—	豊能郡美化センター焼却施設内汚染物無害化対策事業当初と出来高の処理本数の内訳	—
33	豊能町議会事務局提供	—	大牟田市議会事務局提供資料	—
34	豊能郡環境施設組合	—	平成28年5月9日開会 平成28年豊能郡環境施設組合議会第2回臨時会会議録	—
35	豊能町	—	平成29年3月 廃棄物の埋立処理等に関する調査報告書(答申) 豊能町廃棄物の埋立処理等に関する調査委員会	—
36	三池製錬株式会社	—	質問事項に対する補足資料のご提出について	平成29年7月11日
37	日本鉱産株式会社福岡営業所	平成28年8月19日	請求書類の提出について(平成28年9月1日付・・・組合に未送達となっていたもの)	平成29年7月31日

6 委員会・準備会

(1) 委員会の開催状況

回	日時・場所	議題等	備考
1	平成28年8月1日（月） 午前9時30分～9時56分 豊能町役場 2階大会議室	①高濃度汚染物処理調査特別委員会運営要領について ②記録提出要求書について ③その他	
2	平成28年8月17日（水） 午後4時～4時10分 豊能町役場 2階大会議室	①記録提出請求書について ②その他	
3	平成28年11月16日（水） 午 後2時～2時10分 豊能町役場 2階大会議室	①高濃度汚染物処理に関与した関係者への質問状について ②その他	
4	平成29年1月30日（月） 午後1時～1時45分 豊能町役場2階第1会議室	①関係者への証人招致の手続きについて ②その他	
5	平成29年2月15日（水） 午前9時30分～午後5時30分 豊能町役場 2階大会議室	①関係者への証人尋問について 1) 山口前副管理者の証人尋問 2) 田中前管理者の証人尋問 3) 高木事務局長の証人尋問 ②その他	
6	平成29年2月22日（水） 午後1時～3時45分 豊能町役場 2階大会議室	①関係者への証人尋問について 1) 中井前豊能町副町長の証人尋問 2) 株式会社環境テクノロジー代表取締役 井上氏の証人尋問 ②その他	

7	平成29年3月1日（水） 午後1時～4時5分 町立中央公民館 大会議室	①関係者への証人尋問について 1) 中井前豊能町副町長の証人尋問 2) 株式会社環境テクノロジー代表 取締役 井上氏の証人尋問 ②その他	
8	平成29年3月9日（木） 午後6時～8時38分 豊能町役場 2階大会議室	①関係者への証人尋問について 1) 高木事務局長の証人尋問 ②その他	
9	平成29年3月14日（火） 午後1時～5時 豊能町役場 2階大会議室	①関係者への証人尋問について 1) 山口前副管理者の証人尋問 2) 田中前管理者の証人尋問 ②その他	
10	平成29年3月29日（水） 午後1時～8時 豊能町役場 2階大会議室	①関係者への証人尋問について 1) 高木事務局長の証人尋問 2) 中井元豊能町副町長の証人尋問 ②その他	
11	平成29年6月23日（金） 午後4時20分～4時25分 豊能町役場 2階大会議室	①関係者への証人尋問について 1) 株式会社環境テクノロジー 井 上氏への証人尋問について 2) 三池製錬株式会社元管理部長 大石氏への証人尋問について ②その他	
12	平成29年7月6日（木） 午前10時～午後2時55分 豊能町役場 2階大会議室	①関係者への証人尋問について 1) 株式会社環境テクノロジー 井 上氏への証人尋問について ②その他	

13	<p>平成29年7月19日（水）</p> <p>午後1時～3時55分</p> <p>町立中央公民館 大会議室</p>	<p>①関係者への証人尋問について</p> <p>1) 三池製錬株式会社元管理部長 大石氏への証人尋問について</p> <p>②その他</p>	
14	<p>平成29年7月19日（水）</p> <p>午後4時40分～4時44分</p> <p>町立中央公民館 大会議室</p>	<p>①関係人の出席請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木前事務局長 ・中井前副町長 ・田中前管理者 	
15	<p>平成29年8月9日（水）</p> <p>午後1時～6時37分</p> <p>豊能町役場 2階大会議室</p>	<p>①関係者への証人尋問について</p> <p>1) 豊能郡環境施設組合 前事務局長 高木氏に対する証人尋問</p> <p>2) 豊能町前副町長 中井氏に対する証人尋問</p> <p>3) 豊能町前町長 田中氏に対する証人尋問</p> <p>②その他</p>	
16	<p>平成30年2月19日（月）</p> <p>午後3時31分～</p> <p>豊能町役場 2階第1会議室</p> <p>平成30年3月16日（金）</p> <p>午後6時30分～</p> <p>豊能町役場 2階第1会議室</p>	<p>1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会 報告書（案）について</p> <p>2) その他</p>	

(2) 準備会の開催状況

	日時・場所	協議内容等	備考
1	平成28年7月15日（金） 午後1時30分～4時42分 豊能町役場2階第1会議室	1) 委員会運営要領（案）について 2) 資料及び記録の請求について	
2	平成28年7月27日（水） 午後2時～3時30分 豊能町役場2階第2会議室	1) 第1回高濃度汚染物調査特別委員会の議案について 2) その他	
3	平成28年8月17日（水）午前9時 30分～ 豊能町役場 議員控室	1) 記録提出請求書について 2) その他	
4	平成28年9月7日（水） 午後2時～ 豊能町役場2階第1会議室	1) 資料及び記録の請求について 2) その他	
5	平成28年10月5日（水） 午前9時30分～午後5時 豊能町役場2階第1会議室	1) 豊能郡環境施設組合提供資料等の説明について 高木事務局長、森島課長 2) その他	午後、事務局聞き取り調査
6	平成28年10月21日（金）午前9時 30分～11時54分 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理に関与した関係者への質問状について 2) その他	
7	平成28年11月16日（水）午前9時 30分～午後4時40分 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理に関与した関係者への質問状について 2) その他	
8	平成28年11月30日（水） 午前9時30分～午後2時5分 豊能町役場2階第1会議室	1)) 高濃度汚染物処理に関与した関係者への質問状について 2) その他	

9	平成28年12月9日(金) 午後5時～8時45分 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理の関係者に対する事情聴取について 高木事務局長、森島課長 2) その他	事情聴取
10	平成28年12月22日(木) 午前9時30分～11時 豊能町役場2階第1会議室	1) 関係者への質問状の取り扱いと今後の進め方について 2) その他	
11	平成29年1月20日(金) 午前9時30分～午後3時20分 町立中央公民館第1会議室	1) 関係人(参考人)への質問内容と進め方について 2) その他	
12	平成29年1月23日(月) 午後1時～5時10分 豊能町役場2階第1会議室	1) 関係人(参考人)への質問内容と進め方について 2) その他	
13	平成29年1月27日(金) 午後1時～3時30分 豊能町役場2階第2会議室	1) 関係人(参考人)への質問内容と進め方について 2) その他	
14	平成29年1月30日(月) 午後2時48分～4時10分 豊能町役場2階第1会議室	1) 関係人(参考人)への質問内容と進め方について 2) その他	
15	平成29年2月3日(金) 午後1時～3時55分 町立中央公民館視聴覚室	1) 関係人(参考人)への質問内容と進め方について 2) その他	
16	平成29年2月8日(金) 午後1時～5時54分 町立中央公民館第1会議室	1) 関係人(参考人)への質問内容と進め方について 2) その他	

17	平成29年2月17日（金） 午前9時30分～ 豊能町役場2階第2会議室	1) 関係人（参考人）への質問内容と進め方について 2) その他	
	平成29年2月22日（水） 午後3時55分～5時 豊能町役場 2階大会議室	○打合せ 1) 出頭拒否の取り扱いと証人尋問について	委員会 後開催
18	平成29年2月28日（火） 午前9時30分～12時 町立中央公民館第1会議室	1) 関係人（参考人）への質問内容と進め方について 2) その他	
19	平成29年3月8日（水） 午後6時～8時10分 能勢町役場 議員控室	1) 関係人（参考人）への質問内容と進め方について 2) その他	
20	平成29年3月22日（水） 午後1時～3時45分 豊能町役場2階第1会議室	1) 関係人（参考人）への質問内容と進め方について 2) その他	
21	平成29年4月28日（金） 午後2時～4時12分 豊能町役場2階第1会議室	1) 今後の進め方について 2) その他	
22	平成29年6月1日（木） 午前9時30分～11時30分 豊能町役場 議員控室	1) 今後の進め方について 2) その他	
23	平成29年6月23日（金） 午後1時～4時8分 豊能町役場 2階大会議室	1) 証人尋問について ・三池製錬(株) 大石前管理部長 ・高木前事務局長 ・中井前副町長 ・(株)環境テクノロジー代表 井上氏 2) その他	

24	平成29年6月30日（金） 午前9時30分～12時12分 豊能町役場2階第1会議室	1) 証人尋問について ・(株)環境テクノロジー 井上氏に 対する証人尋問の確認等 2) その他	
25	平成29年7月7日（金） 午前10時～午後3時30分 豊能町立中央公民館第1会議室	1) 三池製錬(株)に対する証人尋問について 2) 中井前副町長・高木前事務局長に対す る証人尋問について 3) その他	
26	平成29年7月14日（金） 午後4時～6時 豊能町役場2階第1会議室	1) 三池製錬(株)に対する証人尋問について 2) 中井前副町長・高木前事務局長に対す る証人尋問について 3) その他	
27	平成29年7月19日（水） 午後4時03分～4時40分 豊能町立中央公民館大会議室	①情報提供依頼について ・三池製錬(株)、日本鉱産(株)、 三井金属(株)三池事務所	
28	平成29年7月28日（金） 午後1時～3時32分 豊能町役場2階第1会議室	1) 三池製錬(株)からの提供資料の検証につ いて 2) 中井前副町長・高木前事務局長・田中 元管理者に対する証人尋問について 3) その他	
29	平成29年8月9日（水） 午前10時～11時20分 豊能町役場 2階大会議室	○証人尋問のリハーサル ○提供資料の検証について	
	平成29年8月14日（月） 午後1時～2時25分 豊能町役場 2階大会議室	○勉強会 ・調査報告書の内容検証	

30	平成29年10月26日（木） 午前10時～11時30分 豊能町役場2階第1会議室	1) 委員長の選任について 2) 今後の進め方について 3) その他	
	平成29年11月17日（金） 午前9時30分～ 豊能町役場 議員控室	○勉強会 1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会の経過について 2) その他	
31	平成29年12月1日（金） 午前9時30分～午後3時 豊能町立中央公民館第1会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査報告書（案）について 2) その他	
32	平成29年12月19日（火） 午前9時30分～午後3時40分 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査報告書（案）について 2) その他	
33	平成30年1月10日（水） 午前9時30分～午後1時40分 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査報告書（最終案）について 2) その他	
34	平成30年1月19日（金） 午前9時30分～午後4時30分 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査報告書（最終案）について 2) その他	
35	平成30年1月26日（金） 午前9時30分～午後4時16分 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査報告書（最終案）について 2) その他	
36	平成30年2月5日（月） 午前9時30分～午後5時 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査報告書（最終案）について 2) その他	

37	平成30年2月8日（木） 午前9時30分～午後6時 豊能町役場2階大会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査 報告書（最終案）について 2) その他	
38	平成30年2月16日（金） 午後1時～午後6時 町立中央公民館第1会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査 報告書（最終案）について 2) その他	
39	平成30年2月19日（月） 午前9時30分～午後3時 豊能町役場 議員控室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査 報告書（最終案）について 2) その他	
40	平成30年3月2日（金） 午前9時30分～午後3時30分 町立中央公民館視聴覚室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査 報告書（最終案）について 2) その他	
41	平成30年3月16日（金） 午後1時30分～ 豊能町役場2階第1会議室	1) 高濃度汚染物処理調査特別委員会調査 報告書（最終案）について 2) その他	

